



低出生体重児対策について



今回も現場の声をお伝えしたいと思います。
今回は、低出生体重児対策についてお聞きします。

低出生体重児は、早産などによって産まれる 2500 g 未満の子供をいいます。1500 g 未満の子供は、極低出生体重児、1000 g 未満で生まれた子供を超低出生体重児とされています。福岡県では、生まれてくる赤ちゃんの約 1 割、4 千人を超える赤ちゃんが、低出生体重児であり、そのうちの 2 割が障がいを持つ可能性が高いとされています。

私は、平成 20 年 9 月に低出生体重児について「Nっ子クラブカンガルーの親子」の登山万佐子代表をはじめ、会員のお母さま方にお会いし、医療、福祉、保健の連携、情報交換の場、低出生体重児専用の手帳などについて質問しました。

特に低出生体重児専用の手帳について知事は、お母さん方の声を聞いていただき 2 年後の平成 22 年 4 月 A 5 判の「小さな天使 親子手帳」を作成し、対象の方々に配布されています。

「小さな天使 親子手帳」のあとがきには、

『小さな赤ちゃん、ふたごの赤ちゃんを育てているお母さん方のご意見をもとに、子育てに、少しでも役に立ち、安心して子育てができるようにという思いで作成しました。』

『お子さんの発育・発達状況を確認し、記録ができます。医療機関を受診される時や、健診の時に確認したい内容等についても記録ができます。』

『母子手帳と同様に活用いただき、子育てに役立ててください。』』

とお母さんたちに寄り添った言葉が綴られ、とても印象的でありました。

先日、私は、カンガルーの親子の登山万佐子代表にお会いしてまいりました。452gで生まれた「綾美さん」は、今年中学生になります。

登山代表は、この冊子「小さな天使 親子手帳」に書き込んだ内容は、子供が幼稚園、小学校、中学校へ上がるたびに成長記録として学校や、役所に情報提供している。私たちはこの手帳を「私たちが綴った公文書」だと思い大切に使っています。とおっしゃっていました。

妊娠時に配布される一般的な「母子健康手帳」は、妊娠期から幼児期までの健康・成長を記録する大切なツールですが、低出生体重児が誕生した場合、手帳に記載されている平均的な身長・体重などよりも成長が遅れるため、親は子の成長を実感できず、不安で落ち込んでしまうケースが少なくありません。

ここに、先進事例をご紹介します。静岡県は、低出生体重児向けの母子手帳「しずおかリトルベビーハンドブック」をつくりました。これが現物の手帳です

手帳の大きさは、とても大事です。お母さん方が集まる中でも、人目を気にせずにいられるという理由で母子手帳と同じA6判になっています。本県のサイズより一回り小さいサイズになっています。

この大きさは、市販されている母子手帳ケースに入ることで、お薬手帳、予防接種手帳、診察券、保険証、障害者医療証などと一緒にして持ち運ぶことができます。



また、内容にも工夫が見られます。発達を記録する「赤ちゃんの成長・発達を『みつけた!』」は10ページあり、「頭を一瞬持ち上げる」などの反応や動作を46項目列挙してあります。そしてその動きを実際に確認した日を記入できるようになっています。

一方、初めて赤ちゃんに触れた日や声を聞いた日など、たった一度の「初めて」記念日を記録できるページを設けています。各ページの下部には先輩ママからの応援メッセージもあり、全ページが“母親目線”で編集されています。知事に何点かお聞きします。

まず、本県の低出生体重児の推移をお示してください。

次に、低出生体重児に対する県の事業についてお示してください。

最後に、福岡県が作成し配布してきた「小さな天使 親子手帳」は、現場目線で県が改訂してきた実績があります。お母さんたちの声は、先ほども触れましたが、自分の子供の成長を綴ってきた手帳は、単なる記録簿ではない。県が発行してくれている手帳に、自分たちが綴ってきたことで、公的機関に我が子のことを説明する際に、価値ある公文書だとの思いで使っておられることを、知事は忘れないでいただきたいのであります。また県が配布することで低出生体重児への配布漏れを防ぐことができると思います。

是非、「小さな天使 親子手帳」をリニューアルしていただきたいのであります。

知事の心温まる答弁をお願いいたします。

【知事の答弁】

人口動態調査によると、ここ10年間の本県における総出生数に占める低出生体重児の割合は、平成20年10.20%であったものが29年9.8%と、変動はあるが低下傾向にある。

また、県は、市町村が行う低出生体重児など未熟児への入院医療費の助成や家庭訪問事業に対して、財政支援を行っている。

さらに、県の助産師や保健師が、市町村の家庭訪問事業に同行し、合併症や障がいがある低出生体重児の保護者に対し、育児不安の軽減や発育・発達に関する助言や指導を専門的立場から行っているところである。

本県では、平成22年3月に、低出生体重児向けの母子健康手帳「小さな天

使「親子手帳」を作成し、周産期母子医療センターや市町村を通じて対象の保護者の方に配布しているところである。

静岡県が作成しているハンドブックは、入院中や退院時の状況を詳しく記録することで、退院後在宅での医療的ケアに係わる医療関係者間で情報共有がしやすくなっており、また、全ページにわたって先輩保護者からの応援メッセージが記載された温かみのある内容など工夫がされている。

手帳は、前回改定作成してから7年が経過しています。この間、医療環境も大きく変化して来ていることから、リニューアル致します。その際、医療関係者や保護者などの意見をお聞きし、また、ご指摘のありました、静岡県の先進事例を参考にしながら、分かりやすく、また、温かみを感じられるような、内容を充実させたいと考えている。